

## 年休取得いくら払う

### 変形制の時間が短い日

#### 問

時給制の従業員の年次有給休暇について疑義が生じました。取得時の賃金支払い方法は通常の賃金方式ですが、1カ月単位の変形労働時間制を採用しています。所定労働時間が短い日に年休を取得しても、その日の所定労働時間に応じて支払額を計算して良いのでしょうか。

### 通常賃金は所定で算出

#### 答

年休を取得した日の賃金の決め方は、①平均賃金、②所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金、③健保法の標準報酬月額額の30分の1相当額一から選択します（労基法39条9項）。労基法コンメンタールでは、原則は①、②で、就業規則その他で明確に規定することが要求されており、かつ「労働者各人についてその都度使用者の恣意的選択を認めるものではない」（昭27・9・20基発675号）としています。時給制労働者に変形労働時間制を採用していても、②の場合は、「各日の所定労働時間に応じて算定」します（昭63・3・14基発150号）。よって、所定労働時間が長い日に取得申請が増えるおそれがあります。なお、①は、日単位の額が算出されるため、所定労働時間の長短による不公平さはなくなる一方、都度計算する負担は生じます。